

## 令和8年度 保健経理 経常費用 普及費

受付 番号	種目番号 —	連絡先	委託担当
			横浜市職員共済組合 担当者 岡田 医療福祉課福祉事業係 電話 671-3400

## 設 計 書

1 委 託 名 「令和8年度総合健診・がん検診のご案内」作成等業務委託

2 履 行 場 所 横浜市職員共済組合の指定する場所

3 履 行 期 間  期間 契約締結日 から 令和8年4月17日 まで  
又 は 期 限  期限 まで4 契 約 区 分  確定契約  概算契約

5 そ の 他 特 約 事 項 委託契約約款

---

---

6 現 場 説 明  不要 要 ( 月 日 時 分、 場所 )

---

---

7 委 託 概 要 (1) パンフレット「令和8年度総合健診・がん検診のご案内」作成  
(2) 上記パンフレットの仕分け・梱包・発送

---

---

## 8 部 分 払

する (回以内)

しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額

\* 単価及び金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額

\* 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委託代金額

¥

内訳 業務価格

¥

消費税及び地方消費税相当額

¥

內訣書

# 「令和8年度総合健診・がん検診のご案内」作成等業務委託仕様書

## 1 件名

「令和8年度総合健診・がん検診のご案内」作成等業務委託

## 2 納品場所

横浜市職員共済組合が指定する横浜市内の25か所（別紙1参照）

## 3 履行期間

契約締結日から令和8年4月17日まで

### (1) 印刷製本・仕分け・梱包の履行期限

令和8年4月10日

### (2) 納品日

ア 横浜市役所納品分

令和8年4月13日

なお、委託者の都合により、多少前後する可能性があります。

イ 上記ア以外

令和8年4月16日から令和8年4月17日まで

## 4 委託業務概要

### (1) パンフレット「令和8年度総合健診・がん検診のご案内」作成

### (2) 上記パンフレットの梱包・ラベル貼付・配達

## 5 委託業務内容

### (1) パンフレット「令和8年度総合健診・がん検診のご案内」作成

ア 入稿予定日

令和8年2月3日

イ 作成部数

43,700部

ウ 校正回数

5回程度

## エ パンフレット概要

名 称	「令和8年度 総合健診・がん検診のご案内」
規 格	A4判正寸（天地297mm×左右210mm）タテ 表紙・本文：20ページ（表紙・裏表紙含む） 印刷：4色刷
用 紙	表紙・裏表紙：コート紙90kg 本文：コート紙73kg
原稿形式	PDF（一部はMicrosoft-Word、ExcelまたはPowerPointの可能性あり）
校 正	5回程度（色校正を含む）
印刷製本	簡易印刷、見開き、中綴じ A4サイズ 20ページ A3用紙2つ折りの中綴じ製本
その 他	委託者が指定したイメージで、動物などのイラスト（約15パターン）を作成すること。 完成した原稿をPDF形式で納品すること。なお、解像度の低いものと高いものの両方とする。 全ページ行間や枠の大きさ等の整え作業が必要（※） ※令和7年度のものを添付しますので、ご参照ください。

(2) 上記パンフレットの梱包・ラベル貼付・配達（別紙1・2参照）

ア 横浜市役所納品分

(ア) 納品日

令和8年4月13日。なお、委託者の都合により、多少前後する可能性がある。納品作業時間は1時間以内とする。

(イ) 納品場所

横浜市役所 チャレンジドオフィス

(ウ) 梱包方法

部署（約750か所）ごとに、委託者が指定した部数をパンフレット全体が見えなくなるように包装（クラフト紙のキャラメル包装や封筒へ封入等）し、ラベルを貼付する。ただし、部署1か所に対して配付部数が100部を超える場合は、100部ごとに包装し、全ての包装にラベルを貼付すること。

委託者は、校了日までに部署数及び部署別の配付部数を通知する。ラベルは印字済みのものを委託者が用意するものとし、受託者は指定された日時及び場所へ引取りにくること。

(エ) その他

横浜市役所の地下2階荷捌き場兼駐車場の大きさは次のとおり。

高さ3.2m、幅2.9m、長さ6.3m（車止めから前5m、後ろ1.3mまで）

イ 上記ア以外（横浜市役所以外の拠点）

(ア) 納品日

令和8年4月16日から令和8年4月17日までの間に必着するように直送すること。

(イ) 納品場所

横浜市職員共済組合の指定する場所（横浜市内の24か所）

(ウ) 梱包方法

拠点（24か所）ごとに委託者が指定した部数を段ボール等に梱包すること。中身は、部署（1拠点につき約5か所）ごとに委託者が指定した部数をパンフレット全体が見えなくなるように包装（クラフト紙のキャラメル包装や封筒へ封入等）し、ラベルを貼付する。ただし、部署1か所に対して配付部数が100部を超える場合は、100部ごとに包装し、全ての包装にラベルを貼付すること。

委託者は、校了日までに拠点ごとの部署数及び部署別の配付部数を通知する。ラベルは印字済みのものを委託者が用意するものとし、受託者は指定された日時及び場所へ引取りにくること。

(エ) その他

横浜市役所以外の納品分については、送り状の写し等、配送状況が確認できる書類を提出すること。

## 6 データファイル等の帰属権

委託者及び受託者は、業務に関わるすべての情報の記録等、業務遂行の結果生じたすべての情報は委託者の所有に係ることを確認する。

## 7 データの保管及び消去

(1) 支給品、貸与品及び成果品の授受上の留意事項

業務に必要なデータの受渡しについては、情報漏えいへの対策が講じられた手段で行うこと。

(2) 複写・複製の禁止の解除

必要が生じたときは、委託者の指示を受けるものとする。

(3) データの消去

受託者は、業務に関するすべての情報の記録等について、委託契約期間終了後、委託者からの依頼に基づき受託者の責任において完全に消去するものとする。

(4) データ保護上の安全管理

業務の履行にあたり、この契約の履行による目的物及び記録媒体等について、保管庫に格納し施錠するなどの安全管理上必要な措置を講じること。

## 8 費用負担

業務に係る必要経費について、すべて委託料に含めることとし、受託者の負担とする。

## 9 再委託の制限

受託者が委託者に事前申請しその承諾を得ない限り、受託者は受託業務の全部又は一部を第三者に再委託及び譲渡してはならない。

## 10 委託料の請求及び支払

委託者は、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に受託者に支払う。なお、当該振込みに係る手数料は委託者の負担とする。

## 11 適用文書

「委託契約約款」

受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「委託契約約款」を遵守しなければならない。

## 12 その他

本仕様書及び特記事項に定めのない事項については、委託者と受託者とがその都度協議して定めるものとする。

# 納品先一覧

別紙1

	拠点名	配付部数	(参考) 想定配付部数	郵便番号	所在地	納品日時
1	横浜市役所	校了日まで に提示	19,373	231-0005	中区本町6-50-10 横浜市役所チャレンジドオフィス	令和8年4月13 日予定(時間は、 委託者が指定す る)
2	鶴見区役所		1,174	230-0051	鶴見区鶴見中央3-20-1	令和8年4月16 日から4月17日 までの間に必着
3	神奈川区役所		862	221-0824	神奈川区広台太田町3-8	
4	西区役所		444	220-0051	西区中央1-5-10	
5	中区役所		760	231-0021	中区日本大通35	
6	南区役所		880	232-0024	南区浦舟町2-33	
7	港南区役所		836	233-0003	港南区港南4-2-10	
8	保土ヶ谷区役所		664	240-0001	保土ヶ谷区川辺町2-9	
9	旭区役所		963	241-0022	旭区鶴ヶ峰1-4-12	
10	磯子区役所		622	235-0016	磯子区磯子3-5-1	
11	金沢区役所		839	236-0021	金沢区泥亀町2-9-1	
12	港北区役所		1,127	222-0032	港北区大豆戸町26-1	
13	緑区役所		821	226-0013	緑区寺山町118	
14	青葉区役所		927	225-0024	青葉区市ヶ尾町31-4	
15	都筑区役所		844	224-0032	都筑区茅ヶ崎中央32-1	
16	戸塚区役所		755	244-0003	戸塚区戸塚町16-17	
17	栄区役所		634	247-0005	栄区桂町303-19	
18	泉区役所		674	245-0024	泉区和泉中央北5-1-1	
19	瀬谷区役所		760	246-0021	瀬谷区ニッ橋町190	
20	横浜市立市民病院		1,700	221-0855	神奈川区三ツ沢西町1-1	
21	横浜市立脳卒中・神経脊椎センター		555	235-0012	磯子区滝頭1-2-1	
22	横浜市立大学事務局	人事課	34	236-0027	金沢区瀬戸22-2	
23	横浜市立大学附属病院	職員課	230	236-0004	金沢区福浦3-9	
24	横浜市民総合医療センター	総務課	200	232-0024	南区浦舟町4-57	
25	横浜市職員共済組合	医療福祉課	7,022	231-0005	中区本町6-50-1 横浜アイランドタワー17階	
	計	43,700	43,700			

横浜市役所納品分 内訳

別紙2

	部署数	(参考) 想定部署数	配付部数	備考
校了日までに 提示		520	1~10	ラベル貼付したクラフト紙キャラメル 包装等へ封入
		130	11~99	ラベル貼付したクラフト紙キャラメル 包装等へ封入
		90	100~399	ラベル貼付したクラフト紙キャラメル 包装等へ100部ごと封入
		10	400~699	ラベル貼付したクラフト紙キャラメル 包装等へ100部ごと封入
		1	700~999	ラベル貼付したクラフト紙キャラメル 包装等へ100部ごと封入
		1	1,000~1,299	ラベル貼付したクラフト紙キャラメル 包装等へ100部ごと封入
計	約750か所	約750か所	19,373	

## 委託契約約款

### (総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- （内訳書及び工程表）
- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただ

し、委託者が必要ないと認めたときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

### （着手届出）

- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要ないと認めたときは、省略することができる。

### （権利義務の譲渡等の制限）

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （著作権の譲渡等）

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとなしにいかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとなしにいかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかるわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者が協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

#### （一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

#### （特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者的権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかつたときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

#### （特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

#### （現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も

同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

#### （監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののはか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

（2）この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

#### （履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

#### （材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならぬ。

(支給材料及び貸与品)

- 第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならぬ。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。
- 5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。
- 6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないと認めたときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。
- 10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。
- 11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

- 2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であつて、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。
- (2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。
- (3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。
- 3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。
- (1) 第1項第1号に該当し、委託者が行う。  
設計図書を訂正する場合
- (2) 第1項第2号又は第3号委託者が行う。  
に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの
- (3) 第1項第2号又は第3号委託者と受託者が協議して行う。  
に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴わないもの
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合

において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。

3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者

の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求することができる。

2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があつたと

きは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあつた日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

#### （臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
  - 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
  - 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

#### （一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

#### （第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。

- 3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者が協議してその処理解決にあたるものとする。

#### （契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

#### （中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

- 2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。
- 3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。
- 4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかつたときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。
- 3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項（同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良

な管理者の注意をもって使用しなければならない。

- 3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

- 2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。
- 3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。
- 4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

- 5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

- 6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があつた日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不

適合」という。) であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### (委託者の催告による解除権)

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。

(3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないと認められると、同条第3項に規定する代金の減額がなされないと。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

#### (委託者の催告によらない解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は

その権利を担保に供したとき。

(2) この契約の履行の全部を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。

(8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)、条例第2条第4号に規定する暴力団員等(以下、「暴力団員等」という。)、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

(2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。

(3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第3号に該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わな

- かつたとき。
- (5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。
- 2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定はその構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならぬ。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。
- 4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならぬ。  
(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。  
(委託者の任意解除権)
- 第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。  
(受託者の催告による解除権)
- 第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。  
(受託者の催告によらない解除権)
- 第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減（消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。）したとき。
- (2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。  
(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前二条の規定による解除をすることができない。  
(合意解除)
- 第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。  
(解除に伴う措置)
- 第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。
- 2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があつたときは、当該前払金の額（第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金にお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。
- (1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の利息を付した額
- (2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。当該余剰額
- 3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与

品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

- |                                       |                    |
|---------------------------------------|--------------------|
| (1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。    | 委託者が定める。           |
| (2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。 | 受託者が委託者の意見を聴いて定める。 |

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき
- (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
- (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規

定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。この場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

- (1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

- (2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

（談合等不正行為に対する措置）

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

- (1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止

及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

(2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該行為の対象となつた取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

#### （受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第38条、第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受

託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

#### （契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によつて知らなかつたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行つたときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

#### （暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たつて、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期

間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約

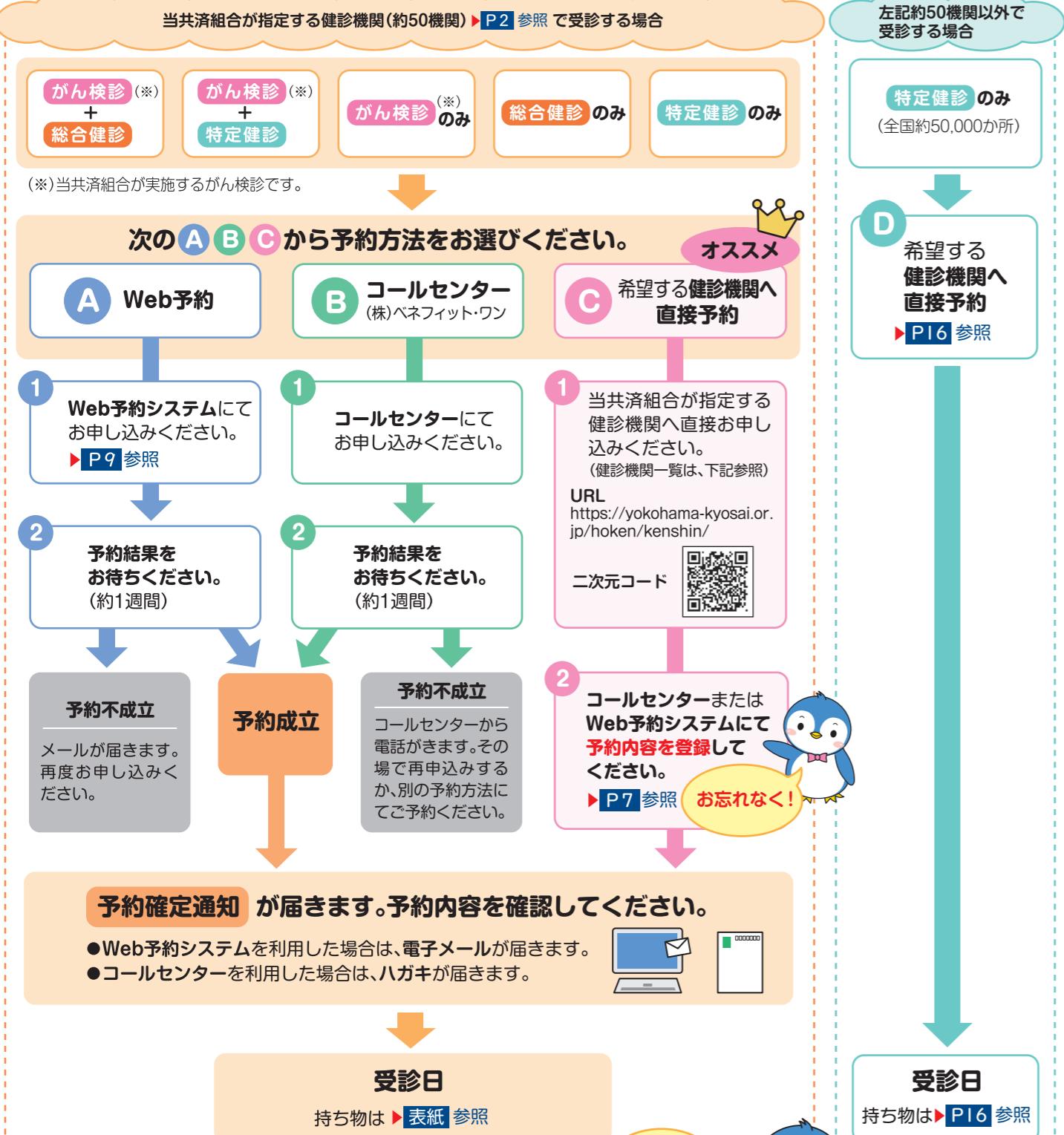
(以下この条において「概算契約」という。) にあっては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあっては、横浜市職員共済組合が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。

## 令和7年度 がん検診・総合健診・特定健診の予約方法



問い合わせ・申込み先

コールセンター  
(株)ベネフィット・ワン  
健診予約受付センター

0120-005-781 (通話料無料) 受付:月~土曜日 10時~18時  
(日・祝・年末年始を除く)

Web予約システム

URL <https://kenshin.happylth.com/yokohamakyosai>

※横浜市職員共済組合は、(株)ベネフィット・ワンに健診業務を委託しています。

# 令和7年度 総合健診・がん検診のご案内

「横浜市職員共済組合」の  
組合員・被扶養者が対象だよ!

※「公立学校共済組合」(教員等)の方や、  
「国民健康保険」の方は、対象外です。



当日の持ち物等が変更となりましたので、  
ご予約の前に、本冊子を必ずお読みください。

### ★ 当日の持ち物 ★

- (当共済組合が指定する約50の健診機関で受診する場合)
- 1 検査キット(受診する検査項目によっては、不要の場合あり)
  - 2 今回の健診の「予約確定通知」(※1)
  - 3 次の①~④のうち、いずれか (※2)
    - ① 健康保険証(有効なものに限る)
    - ② 資格確認書(有効期限内のもの)
    - ③ マイナ保険証(+資格情報通知書)(※3)
    - ④ マイナポータルの資格情報画面

(※1) 当日確認するかどうかは、健診機関により異なります。必要に応じて提示してください。

(※2) 詳細は、受診を希望される健診機関へお問い合わせください。

(※3) 有効な「資格情報のお知らせ」のご提示でも可能です。



※「当共済組合が指定する健診機関(約50機関)」以外で、「特定健診」のみを受診する場合、必ず ▶ P16 をご参照ください。

横浜市職員共済組合 医療福祉課

発行  
横浜市職員共済組合  
TEL 045-671-3400  
FAX 045-641-0915



# 目次

1. 横浜市職員共済組合の3つの健診制度	P 1
2. 令和7年度 共済組合の指定健診機関(約50機関)	P 2
3. <b>特定健診・総合健診</b> (概要)	P 3
4. <b>がん検診</b> (概要)	P 5
5. 各種健診の予約方法	P 7
6. Web予約システムの利用方法	
(1) Web予約システムの初回登録	P 9
(2) 予約方法 A Web予約	P 10
(3) 予約方法 C 健診機関へ直接予約後、Webで登録	P 13
7. 予約方法 D 特定健診のみを受診する場合	P 16
8. よくある質問	P 17
9. 個人情報の取扱いについて	P 18
10. 予約方法の概要	裏表紙



## 1. 横浜市職員共済組合の3つの健診制度

### 特定健診

40歳から74歳までの方が対象で、通称「メタボ健診」とも呼ばれています。身長・体重・腹囲の計測や血液検査などの簡単な健診で、生活習慣病のリスクが高いかどうかを確認します。  
発行対象の方には「特定健康診査受診券」が届き、7,000円相当の検査を無料で受診することができます。

### 総合健診

特定健診の項目に加えて、心電図や肺のレントゲンなど、15,000円相当の検査が受けられる当共済組合独自の健診です。主に被扶養者・任意継続組合員の方が対象です。  
「特定健康診査受診券」が届いた方は、自己負担額4,000円で受診することができます。それ以外で対象の方は、自己負担額8,000円となります。

### がん検診

がんの早期発見・早期治療を目的として、全組合員(任意継続組合員および被扶養者を含む)を対象に実施しています。  
一部の検査項目を除き、無料で受診することができます。

	特定健診 [受診券の発行対象]	総合健診	がん検診
対象	年度末年齢40歳以上の •被扶養者 •任意継続組合員 •一部の会計年度任用職員(※1)	•被扶養者 •任意継続組合員 •一部の会計年度任用職員(※1)	•組合員本人 •被扶養者 •任意継続組合員
受診期間	受診券がお手元に届いてから <b>令和8年3月31日まで(※2)</b>	令和7年6月1日から <b>令和7年12月31日まで(※3)</b>	令和7年5月1日から 令和8年3月31日まで
参照ページ	P 3 ~ 4		P 5 ~ 6

※1 組合員本人(職員本人)は、原則、当共済組合が実施する特定健診・総合健診の対象外です(事業主が行う定期健診または雇用時健診の中で実施するため)。特定健診・総合健診の対象となる組合員本人(職員本人)については、P 3 の表内 B をご確認ください。

※2 健診機関により異なります。なお、当共済組合が実施するがん検診と一緒に受診する場合は、なるべく令和7年12月31日までにご受診ください。

※3 令和8年1月から3月までの間も受診可能ですが、健診結果をもとに対象となった方へ特定保健指導の案内をお送りするため、なるべく令和7年12月31日までにご受診ください。

## 2. 令和7年度 共済組合の指定健診機関(約50機関)

最新の一覧や、各健診機関の詳細(がん検診の検査項目など)は当共済組合ホームページ(▶P 7 2)をご確認ください。

- : 「特定健診」のみの場合、健診機関へ直接予約してください(予約内容の登録は不要)。▶P 16 参照  
なお、「特定健診」と「がん検診」を受診する場合、健診機関へ直接予約後、「がん検診」のみ予約内容の登録が必要です。当時は、「特定健康診査受診券」をお持ちください。
- × : 特定健診は実施していません。
- ▲ : 「がん検診」のみの受診はできません。「特定健診」または「総合健診」(対象者は▶P 3 参照)との併用受診は可能です。

横浜市内					
所在地	No.	健診機関名(※)	特	総	が
神奈川県	1	ヘルチェック 横浜東口センター	○	○	▲
	2	神奈川歯科大学附属 横浜クリニック	■	○	○
	3	アムスランドマーククリニック	×	○	▲
	4	けいゆう病院 健診センター	○	○	▲
	5	コンフォート横浜健診センター	○	○	○
	6	ヘルチェック 横濱ゲートタワー	○	○	▲
	7	ヘルチェック 横浜西口センター	○	○	▲
	8	ヘルチェック ファーストプレイス横浜	○	○	▲
	9	ヘルチェック レディース横浜	○	○	▲
	10	横浜リーフみなとみらい 健診クリニック	○	○	○
西	11	神奈川県結核予防会 かながわクリニック	■	○	○
	12	神奈川県予防医学協会	○	○	○
	13	湘南健診クリニック ココットさくら館	○	○	○
	14	ふれあい横浜ホスピタル健康管理センター	○	○	○
	15	神奈川県結核予防会 中央健康相談所	○	○	○
中	16	(医)シュアネス 上大岡総合健診センター	○	○	▲
	17	神奈川県労働衛生福祉協会 (神奈川総合健診センター第2)	■	○	○
東	18	聖隸(せいれい)横浜病院	○	○	○
	19	横浜保土ヶ谷中央病院	○	○	○
	20	上白根病院	○	○	○
北	21	横浜鶴ヶ峰病院	○	○	○
	22	横浜鶴ヶ峰病院付属予防医療クリニック	○	○	○
	23	金沢さくら医院	○	○	○
金	24	京浜健診クリニック	○	○	○
	25	横浜なみきリハビリテーション病院	○	○	○
	26	新横浜メディカルサテライト 健診センター	○	○	○
緑	27	総合健診クリニック MEDOC(メドック)	○	○	○
	28	長津田健診・透析クリニック	○	○	○
	29	たけのこメディカルパーク	○	○	○
青葉	30	戸塚共立メディカルサテライト 健診センター	○	○	○
	31	西横浜国際総合病院	○	○	○
	32	平成横浜病院 総合健診センター	○	○	○
戸塚	33	(一社)日本健康俱乐部(くらぶ) 横浜支部診療所	○	○	○
	34	アルファメディック・クリニック	×	○	○
瀬谷	35	AOI(あおい)国際病院 健康管理センター	○	○	○
	36	川崎健診クリニック	○	○	○
	37	ヘルチェック 川崎センター	○	○	▲
	38	藤沢順天医院 藤沢総合健診センター	○	○	○
	39	ライフメディカル健診プラザ	○	○	○
	40	(医)優和会 湘南健診クリニック湘南健康管理センター	○	○	○
	41	横須賀市立市民病院	○	○	○
	42	佐々木研究所附属 湘南健診センター	■	○	▲
	43	(医)康心会 湘南健康管理センター	○	○	○
	44	桜ヶ丘中央病院	○	○	○

横浜市外					
所在地	No.	健診機関名(※)	特	総	が
神奈川県	45	寒川病院 総合健診センター	○	○	○
	46	東名厚木メディカルサテライトクリニック	○	○	○
	47	ヘルスケアクリニック厚木	○	○	○
	48	(医)同愛会 小澤病院 New	○	○	○
東京都	49	スマイル健康クリニック東京 New	○	○	○
	50	原町田診療所 New	○	○	○
	51	ヘルチェック 渋谷アクシユ New	○	○	▲
	52	ヘルチェック 新宿西口センター	○	○	○
	53	ヘルチェック レディース新宿	○	○	▲
	54	ヘルチェック 日本橋センター	○	○	▲
	55	ヘルチェック 池袋センター	○	○	▲
	56	Bene浅草健診クリニック	○	○	○
	57	スリーエム東京	○	○	○
	58	東京リバーサイドクリニック	○	○	○
	59	東京アーバンクリニック	○	○	○

(※)見やすくするため、法人名を省略しています。  
正式名称は、当共済組合ホームページをご覧ください。

### 3. 特定健診

### 総合健診

「特定健診」と「総合健診」は、どちらかを1年度に1回まで

#### ① 対象者・自己負担金

#### 被扶養者・任意継続組合員

令和7年度 年度末年齢	横浜市職員共済組合への 加入日	特定健診		総合健診	
		受診券 発行対象	自己負担金	受診対象	自己負担金
40歳以上	令和7年4月1日以前(※1)	対象 A	無料	対象	4,000円
	令和7年4月2日以降	対象外	—	対象	8,000円
40歳未満 (生徒・学生を除く)	—				

(※1) ●任意継続組合員本人の方は、令和7年度内に職場で定期健診を受診していない場合のみ、受診券を発行します。  
●令和7年4月2日以降に組合員本人(任意継続含む)から被扶養者になった場合、4月2日以降の加入とみなされ、受診券発行対象外です。

#### 組合員本人(職員本人)

令和7年度内 定期健診・ 雇入時健診	令和7年度 年度末年齢	横浜市職員 共済組合への 加入日	特定健診		総合健診	
			受診券 発行対象	自己負担金	受診対象	自己負担金
対象外	40歳以上	令和7年 4月1日以前	対象 B (※2)	無料	対象	4,000円
		令和7年 4月2日以降	対象外	—	対象	8,000円
40歳未満	—	対象外			対象外	—
対象	—	対象外	—	対象外	—	—

(※2)組合員本人は、原則、受診券の発行対象外ですが、一部の会計年度任用職員(表内B)のみ対象となります(5~7月頃に配付予定)。

Bに該当する方

令和7年1~3月に雇入時健診を受診した会計年度任用職員で、かつ令和7年度の定期健診の対象外の方

会計年度任用職員で雇入時健診の対象外の方(任用期間が6か月未満等)は、特定健診の対象者ではありません。

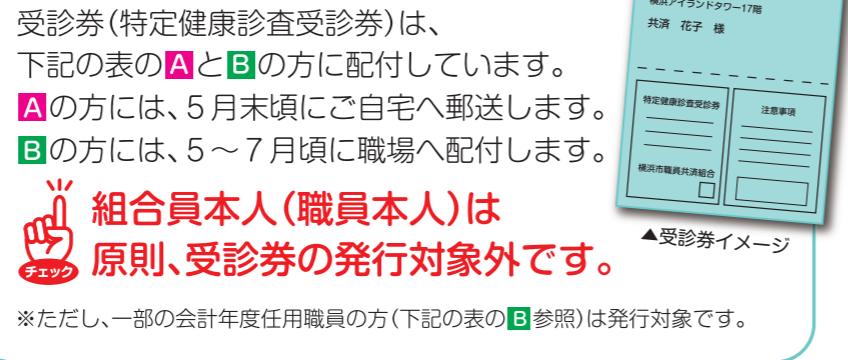
#### ② 実施機関

##### 特定健診

- ▶ P2 「令和7年度 共済組合の指定健診機関」の「特定健診」欄が「○」の健診機関
- ▶ P2 「令和7年度 共済組合の指定健診機関」の「特定健診」欄が「■」の健診機関および  
その他のかかりつけ医等(詳細は、▶ P16 参照)

##### 総合健診

- ▶ P2 「令和7年度 共済組合の指定健診機関」の約50機関



#### ③ 受診期間

##### 特定健診

「特定健康診査受診券」が届いてから令和8年3月31日まで

ただし、▶ P2 「令和7年度 共済組合の指定健診機関」の「特定健診」欄が「○」の健診機  
関で受診する場合は、令和7年12月31日まで\*

##### 総合健診

令和7年6月1日から令和7年12月31日まで\*

\*令和8年1~3月の間も受診可能ですが、年度末は予約が大変混み合いますので、ご受診いただけない場合があります。

#### ④ 予約方法

▶ P7 を必ずご確認の上、ご予約ください。

#### ⑤ 特定健診・総合健診実施項目

	実施項目	無料 特定健診	有料 総合健診
特定健診の 基本的な 項目	質問(問診)(既往歴、服薬歴、喫煙習慣、自覚症状、他覚症状等)	○	○
	身長、体重、腹囲、BMI	○	○
	血圧測定	○	○
	血中脂質検査(空腹時中性脂肪または随時中性脂肪(※1) HDLコレステロール、LDLコレステロール(※2))	○	○
	肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)	○	○
	血糖検査(※3)(空腹時血糖、HbA1c、随時血糖)	○	○
特定健診の 詳細な 健診項目	尿検査(尿糖、尿蛋白)	○	○
	貧血検査(血色素量、赤血球数、ヘマトクリット値)	△(※4)	○
	腎機能検査(血清クレアチニン(eGFRによる腎機能評価を含む))	△(※4)	○
	心電図検査	△(※4)	○
その他の 項目	眼底検査	△(※4)	○
	視力の検査	—	○
	聴力の検査	—	○
	胸部エックス線検査	—	○
	尿検査(尿潜血)	—	○
	尿酸値	—	○
	血液検査(白血球数)	—	○
	血中脂質検査(総コレステロール)	—	○

(※1) やむを得ず空腹時以外に採血を行った場合、随時中性脂肪により検査を行うことを可とする。

(※2) 中性脂肪が400mg/dl以上または食後採血の場合、LDLコレステロールに代えて、Non-HDLコレステロールの測定も可とする。

(※3) やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1cを測定しない場合は、食直後(食事開始時から3.5時間未満)を除き随時血糖による血糖検査を行ふことを可とする。

(※4) 一定の基準のもと、医師が必要と認めた場合に実施する。

#### ⑥ その他

特定健診・総合健診の受診前は、食事制限があります。詳細は、受診される健診機関へお問い合わせください。健診結果については、健診機関から(株)ベネフィット・ワンを通じて当共済組合へ提供されます。結果データは、保健事業および国への実施報告に利用します。

また、健診結果の状況により、当共済組合から特定保健指導の案内をお送りします。案内が届きましたら、ご参加くださいますようお願いいたします。

## 4. がん検診 (原則無料、一部自己負担あり)

### ① 対象者・検査項目

組合員(任意継続組合員を含む)とその被扶養者で、次の年齢要件に該当する方

(○:受診可能、ー:受診不可)

※令和7年度末(令和8年3月31日時点)の年齢が、基準となります。

※各検査部位につき、原則1年度に1回まで受診できます。

検査部位	検査項目	20歳から 29歳まで	30歳から 39歳まで	40歳から 49歳まで	50歳から	自己負担額
口腔	視触診	ー	ー	○	○	なし
喉頭咽頭	内視鏡	ー	ー	○	○	1,000円
肺(胸部)	X線(※1)	ー	ー	○	○	なし
	CT	ー	ー	○	○	3,000円
上部消化管 (食道・胃・十二指腸)	X線(バリウム)	ー	ー	ー	○	なし
	経口内視鏡	ー	ー	ー	○	なし
	鎮静下経口内視鏡	ー	ー	ー	○	なし
	経鼻内視鏡	ー	ー	ー	○	なし
	鎮静下経鼻内視鏡	ー	ー	ー	○	なし
	ABC検診(★)	ー	ー	○	○	なし
	超音波(エコー)	ー	ー	○	○	1,000円
肝胆脾臓(腹部)	CT	ー	ー	○	○	3,000円
大腸	便潜血	ー	ー	○	○	なし
前立腺	PSA	ー	ー	ー	○	なし
乳	マンモグラフィ	ー	○	○	○	なし
	超音波(エコー)	ー	○	○	○	なし
子宮頸部	内診+細胞診(※2)	○	○	○	○	なし
卵巣	経腔超音波(エコー)	○	○	○	○	なし

(※1)総合健診との重複受診はできません(総合健診の項目に含まれているため)。

(※2)医師が必要と判断した場合の子宮体がん検査は保険診療ですので、ご本人の費用負担が発生します。

(★) 上部消化管の「ABC検診」とは?(対象:年度末年齢40歳以上)

「ABC検診」とは、胃がんそのものを見つけ出す検査ではなく、将来の胃がんリスクを予測する採血検査で、一生に一度受診すればよいとされています。

令和3年度以降に、当共済組合のがん検診で「ABC検診」を受診した方は対象外です。また、既にピロリ菌の除菌治療を行ったことがある方については、正しく判定できない場合がありますので、定期的ながん検診の受診をおすすめします。

令和3年度以降に当共済組合でABC検診を受診したかご不明な場合は、コールセンターまたは受診した健診機関までお問い合わせください。なお、既にABC検診を受診済の方は、Web予約システムおよびコールセンターでは、当該検査項目が選択できない設定になっています。

### ② 実施機関

▶P2 「令和7年度 共済組合の指定健診機関」の約50機関

※実施する検査は、健診機関により異なります。

### ③ 受診期間

令和7年5月1日から令和8年3月31日まで

ただし、特定健診 総合健診 と同時に受診する場合は、令和7年12月31日まで※

※令和8年1~3月の間も受診可能ですが、年度末は予約が大変混み合いますので、ご受診いただけない場合があります。

### ④ 受診回数

各検査部位(肺、上部消化管など)につき、原則1年度に1回まで受診できます。

ただし、「ABC検診」は令和3年度以降、組合員期間中1回に限ります。

次の組合せを除き、同一部位での重複受診はできません。

#### 重複受診可能な組合せ

- 乳(マンモグラフィ+超音波)
- 上部消化管(X線バリウム+ABC検診)
- 上部消化管(内視鏡+ABC検診)

### ⑤ 受診費用

無料(喉頭咽頭・肺CT・肝胆脾臓は、自己負担あり)

※自己負担額については、▶P5 の表をご確認ください。

※受診要件を満たさず受診した場合、当共済組合が負担した受診費用を返還していただくことがありますので、ご注意ください。

※内視鏡検査は、検査の途中で粘膜片を採取する生体検査を行う場合があります。この生体検査は保険診療ですので、ご本人の費用負担が発生します。

### ⑥ 予約方法

▶P7 を必ずご確認の上、次のいずれかの方法でご予約ください。

A Web予約

B コールセンター

C 希望する健診機関へ  
直接予約

### ⑦ その他

がん検診を受診いただいた方の検査結果については、健診機関から(株)ベネフィット・ワンを通じて当共済組合へ提供されます。結果データは個人が特定できないように加工し、統計等に利用します。

なお、がん検診の受診結果が「要精密検査」となった方を対象に、一定期間経過後、当共済組合から精密検査受診状況のアンケートを送付しますので、ご協力をお願いいたします。

職員本人の方は、次の場合については「職免」の申請が可能です。

職免の手続きには、健診機関からの問診票等に基づき、事前に所属長等の承認を得る必要があります  
(ただし、婦人科等部位によっては問診票がない場合があります)。

詳細は、各所属でご確認ください(職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第1項第2号)。

(1)今回ご案内している、がん検診の受診に要する時間

(2)がん検診の結果を対面で聞きに行く場合に要する時間

※がん検診を受診した結果、「要精密検査」となり専門医等で精密検査を受ける場合は、職免の対象とはなりません。



## 5. 各種健診の予約方法

問合せ・申込み先

コールセンター

0120-005-781 (通話料無料)

(株)ベネフィット・ワン  
健診予約受付センター

Web予約システム

URL

<https://kenshin.happylth.com/yokohamakyosai>

※年度末年齢75歳の方は、コールセンターをご利用ください。

最大3回に分けて受診できるよ!  
Web予約システムを利用できるのは、  
1回目のみだよ!



1 ご希望の健診を  
お選びください。

2 健診機関を  
お選びください。

3 次のA B Cから  
予約方法を  
お選びください。

がん検診 (※)  
のみ

がん検診 (※)  
+  
総合健診

総合健診のみ

がん検診 (※)  
+  
特定健診

(※)当共済組合が実施するがん検診です。

特定健診のみ

令和7年度  
健診機関一覧

横浜市職員共済組合  
ホームページ

トップページ>保健事業>  
各種健診(検診)・特定保健指導  
URL  
<https://yokohama-kyosai.or.jp/hoken/kenshin/>



予約方法 A  
Web予約

予約方法 B  
コールセンター

予約方法 C  
希望する  
健診機関へ  
直接予約  
オススメ

予約方法 D  
希望する健診機関へ  
直接予約  
P16 参照  
P8 4 5 の手順は不要です。

当共済組合の  
指定健診機関  
(P2 参照)に  
記載があるか  
確認  
ある  
ない  
▶ P2 の  
特定健診の  
欄を確認

### 申込期間

がん検診

令和7年4月17日から令和8年3月17日まで(受診は3月31日まで)

総合健診

令和7月5月19日★から原則令和7年12月17日まで(受診は12月31日まで)※1

★ 総合健診 対象の職員本人は、令和7年7月17日予約開始(予定)です。▶ P18 Q18 参照

特定健診

予約方法 A B Cの場合→お手元に受診券が届いてから原則令和7年12月17日まで  
(受診は12月31日まで)※1

予約方法 Dの場合→お手元に受診券が届いてから令和8年3月31日まで  
(受診は3月31日まで)※2

※1 令和8年1~3月の間も受診可能ですが、なるべく令和7年12月までの受診をお願いします。

※2 健診機関によって異なります。

5 「予約確定通知」にて  
自己負担額等、予約内容を  
ご確認ください。

4 次の手順で  
予約してください。  
受診日の  
2週間前まで!

- 1 Web予約システムから初回登録▶ P9 参照
- 2 予約申込み▶ P10~12 参照
- 3 予約可否の連絡(電子メール)を待つ

※同一部位の重複申込があった場合、コールセンターから確認の電話がくることがあります。

健康保険の記号・番号(※)を準備の上、  
コールセンター(0120-005-781)へ  
電話し、健診を予約したい旨を伝える

※資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータル等で  
ご確認ください。

約1週間後、電子メールにて、予約可否の連絡がきます。  
@bohc.co.jpのドメインからメールが受信できるよう  
設定をお願いします。

● 予約成立の場合

メールに記載されているURLから「予約確定通知」を  
ご確認ください。

● 予約不成立の場合

再度お申し込みください。

約1週間後、予約可否の連絡がきます。

● 予約成立の場合  
ハガキ(予約確定通知)が届きます。

● 予約不成立の場合

コールセンター(0120-005-781)から電話がきます。  
その場で再申込みするか、別の予約方法にて再度お申し込みください。

約1週間後、次の方法で「予約確定通知」が届きます。

● Web にて予約内容を登録された方  
電子メールが届きます。  
@bohc.co.jpのドメインからメールが受信できるよう  
設定をお願いします。

● コールセンター にて予約内容を登録された方  
ハガキが届きます。

1 検査キット(受診する検査項目によっては、不要の場合あり)

2 今回の健診の「予約確定通知」(※1)

3 次の①~④のうち、いずれか(※2)

① 健康保険証(有効なものに限る)

② 資格確認書(有効期限内のもの)

③ マイナ保険証(+資格情報通知書)(※3)

④ マイナポータルの資格情報画面

(※1) 当日確認するかどうかは、健診機関により異なります。必要に応じて提示してください。

(※2) 詳細は、受診を希望される健診機関へお問い合わせください。

(※3) 有効な「資格情報のお知らせ」のご提示でも可能です。





### 6.(3) 予約方法 C 健診機関へ直接予約後、Webで登録 (コールセンターにて登録も可能です)

※健診機関へ電話等で予約してから、このページへ進んでください。

1 初回登録をする(既に登録済の方は不要です) ▶ P9 参照

## 2 ログイン(Web予約システムのURLは▶P9 参照)

### 3 予約した健診機関を検索する

- ① トップページに「横浜市職員共済組合のWeb予約システム」の表示があることを確認してください。類似のサイトがありますので、ご注意ください。
  - ② 画面下部にある **予約はこちらから** のバナーをクリックしてください。
  - ③ 「健診機関名で検索」へ予約した健診機関名を入力し、検索してください。

#### 4 予約した健診機関・検査プランを選択する

—次の組合せで予約した方

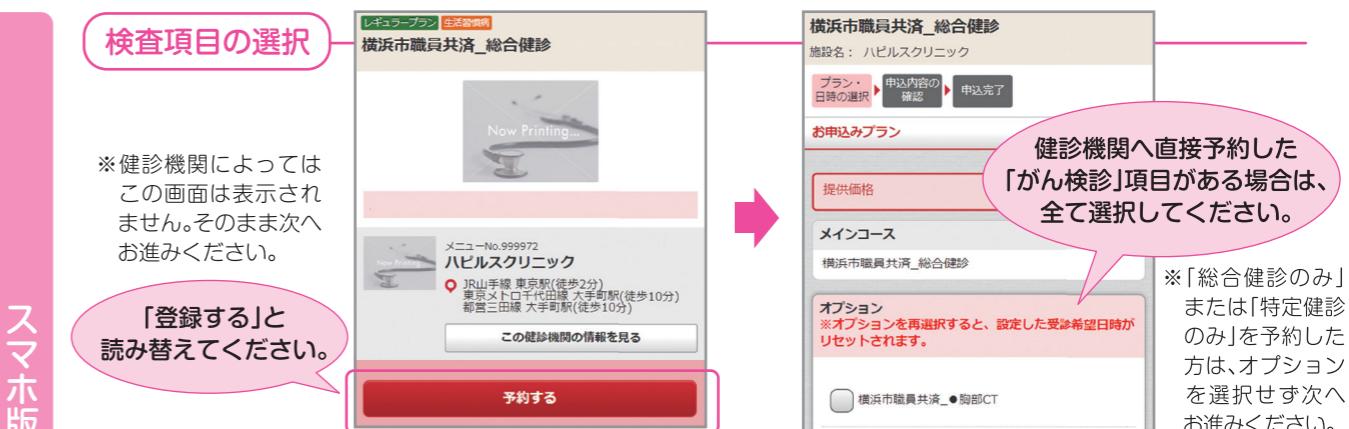
- 総合健診 + がん検診 → 先に「横浜市職員共済 総合健診」を選択
  - 特定健診 + がん検診 → 先に「横浜市職員共済 ハピルス特定健診」を選択

※ がん検診 は、あとで追加します。▶ P14 参照



「登録する」と  
読み替えてください。

## 5 健診機関へ予約した検査項目・受診日時を選択する



## 予約方法 C 健診機関へ直接予約後、Webで登録

(コールセンターにて登録も可能です)

### 6 入力内容の確認・登録をする

#### スマホ版 入力内容・自己負担額の確認

お申込み内容	
自己負担金額	7,000円
メインコース	横浜市職員共済_総合健診 4,000円
オプションコース	横浜市職員共済_●胸部CT 3,000円

#### 自己負担額を必ずご確認ください

P3(特定健診・総合健診)、P5(がん検診)に記載されている自己負担額と異なる場合は、次のとおりご対応ください。

- ① 同一部位を重複して選択していないことを確認してください。
- ② コールセンター(▶P7 参照)へお問い合わせください。

お客様情報	
お名前	昭和48年/1973年 07月01日
性別	男性
郵便番号	100-0001
都道府県	東京都
市区町村/丁目・番地	千代田区千代田
建物名・号室	

**住所が異なる場合は、必ず変更してください。  
事前送付物等が正しく届かない場合があります。**

「登録する」と読み替えてください。  
以上で登録完了です。

以上の内容でよろしければ「予約する」ボタンを押してください。

**予約する**

#### パソコン版 お申込内容・自己負担額の確認

お申込み内容確認		
メインコース 4,000円	+ オプション/その他 3,000円	= 自己負担額 7,000円
受診内訳		
メインコース	横浜市職員共済_総合健診	小計 4,000円
オプション/その他	横浜市職員共済_●胸部CT	3,000円
自己負担額 7,000円		

**自己負担額を必ずご確認ください。**

#### お客様情報の確認

お客様情報	
お名前	昭和48年/1973年 07月01日
性別	男性
住所	〒100-0001 東京都 千代田区千代田
電話番号	自宅 03-9999-9999
メールアドレス	mesumi.yamada@benefit-one.co.jp

**住所が異なる場合は、必ず変更してください。  
事前送付物等が正しく届かない場合があります。**

**変更**

**戻る** **予約内容の登録**

## 7. 予約方法 D 特定健診のみを受診する場合

受診券を紛失した場合は、再発行ができます。

申請方法は▶P18 よくある質問 Q20 をご確認ください。

受診券が届いた方が対象だよ!



### ステップ1 受診したい医療機関を決める

医療機関(かかりつけ医等)へ直接、「特定健診」が受診可能か確認してください。

- 特定健診実施機関は、当共済組合ホームページで確認できます。

#### 当共済組合ホームページ

<https://yokohama-kyosai.or.jp/hoken/kenshin>

→「特定健診(特定健康診査)(無料)」について

→特定健診(特定健康診査)実施機関一覧

当共済組合ホームページ



特定健診の実施機関として掲載されていても、受診券を利用できない場合があります。  
予約時に、当共済組合の受診券を利用できるか必ず確認してください。

※当共済組合の指定健診機関(▶P2 参照)で受診したい場合は、次のとおりご予約ください。

- ▶P2 「特定健診」欄のマーク(○・■・×)をご確認ください。

<input type="radio"/>	▶P7 ③ の予約方法 A・B・C にて予約。 C の方法で、健診機関に直接予約した場合は、予約内容の登録が必要。
<input checked="" type="checkbox"/>	下記ステップ2・3の手順で予約・受診(予約内容の登録・特定健康診査受診券は不要)。
<input type="checkbox"/>	特定健診は実施していません。

### ステップ2 医療機関へ直接予約する

受診したい医療機関に連絡し、次の2つを伝えてください。

- 1 「横浜市職員共済組合」の組合員または被扶養者であること
- 2 特定健康診査受診券を利用して「特定健診」を受診したいこと  
医療機関から受診券の契約とりまとめ機関名を確認された場合は、「集合契約Aと集合契約B」とお伝えください。

★健康保険の資格確認方法を、各医療機関にご確認ください。

- ①健康保険証(有効なものに限る)
  - ②資格確認書(有効期限内のもの)
  - ③マイナ保険証+資格情報通知書(※)
  - ④マイナポータルの資格情報画面
  - ⑤マイナ保険証
- 医療機関から指定された  
①～⑤のいずれかを、当日  
必ず持参ください。

(※)有効な「資格情報のお知らせ」のご提示でも可能です。

### ステップ3 受診する

当日は、「特定健康診査受診券」と上記「★で指定された書類等」を必ずご持参ください。

受診券は、医療機関へ提出してください。

## 8.よくある質問



健康保険の「記号」・「番号」は、次のいずれかで確認ができるよ！  
●資格確認書(有効期限内のもの) ●資格情報通知書(資格情報のお知らせ)  
●マイナポータルの資格情報画面 ●健康保険証(有効なもの)

### システム・予約等について

#### ■予約の変更・キャンセルについて

##### Q01 予約完了後に、日程や検査項目を変更したいです。

- 手順① 予約している健診機関に直接連絡し、変更してください。  
手順② コールセンターへ、変更後の日程や検査項目をご連絡ください。

##### Q02 予約をキャンセルしたいです(全部または一部)。

- 手順① 予約している健診機関に直接連絡し、キャンセルをしてください。  
手順② キャンセル内容をコールセンターへご連絡ください。

##### Q03 健診を予約したことを忘れていたため、事前にキャンセルの連絡もせず、健診に行きませんでした。再予約はできますか。

- [同じ健診機関で受診する場合]  
手順① 健診機関へ連絡し、日程を調整してください。  
手順② 日程をコールセンターへご連絡ください。  
[別の健診機関で受診する場合]  
手順① 事後キャンセルである旨をコールセンターへご連絡ください。  
手順② 再度予約申込みをしてください。  
(予約方法は ▶ P7 参照)

#### ■予約について

##### Q04 Web予約システムのID・パスワードが分からなくなりました。

- ▶ P9 をご参照ください。  
もしくは、コールセンターへお問い合わせください。

##### Q05 複数回に分けて、予約してもよいですか。

- 複数回(3回まで)に分けて予約可能です。検査部位が重複しないことをご確認ください。ただし、Web予約システムのご利用は、初回のみ可能です。2回目以降の予約は、コールセンターをご利用ください。  
なお、健診機関へ直接予約後、予約内容を登録する場合もWeb予約システムのご利用は初回のみ可能です。

##### Q06 旅行やレジャー等が割引になる福利厚生サービス「ベネフィット・ステーション」のメニューである「ハピルス健診」のアカウントを持ってますが、それで予約ができますか？

- 予約できません。「ベネフィット・ステーション」の「ハピルス健診」は、別の健診制度ですので、健診機関や検査費用等が異なります。  
必ず本パンフレット ▶ P9 に掲載されているURLまたは二次元コードから初回登録・ログインし、予約をしてください(過去に初回登録済の方は、初回登録不要です)。

### 問合せ先

### コールセンター

0120-005-781 (通話料無料)

(株)ベネフィット・ワン 健診予約受付センター

受付:月～土曜日 10時～18時(日・祝・年末年始を除く)

「横浜市職員共済組合」の組合員(または被扶養者)であることを伝えてね！



### 健診制度について

#### ■特定健診について

##### Q19 特定健診は、どこの医療機関で受診できますか。

- ▶ P16 をご参照ください。

##### Q20 「特定健康診査受診券」(水色の紙)を紛失しました。

- 再発行することができます。次の手順で再発行の申請書をご提出ください。  
①当共済組合ホームページにアクセス  
<https://yokohama-kyosai.or.jp/>  
②「申請書類一覧」を選択  
③「53. 特定健康診査受診券 再交付申請書」に必要事項を記入し、当共済組合へ提出  
※受診できるのは、年度内に1回までです。再発行後、紛失した受診券が見つかった場合でも、同じ年度内に「特定健診」を2回受診することはできません。

#### ■受診資格について

##### Q21 約時は横浜市職員共済組合の組合員(または被扶養者)の資格がありましたか。受診日当日には資格がありません。共済組合の健診を受けられますか。

- 受診日当日に当共済組合の資格がない方は、当共済組合の健診は受診できません。コールセンターへ電話し、当日資格がないためキャンセルする旨をお伝えください。別途、予約した健診機関にもキャンセルする旨をご連絡ください。

##### Q22 職場の定期健康診断で受診した「肺のX線」と「大腸(便潜血)」の検査を、共済組合のがん検診でも受診できますか。

- 受診できます。定期健康診断で受診した項目と同じものをがん検診で受診しても、重複受診とはなりません。

#### ■その他

##### Q16 予約状況を確認したいです。

- Web予約システムの「マイページ」より予約状況をご確認ください。

##### Q17 予約後、約1週間経っても「予約確定通知」が届きません。

- 予約が完了していない可能性がありますので、コールセンターへご連絡ください。  
なお、「予約確定通知」は、ハガキまたは電子メールで届きます(どちらが届くかは、▶ P8 参照)。

##### Q18 組合員本人(職員本人)で「総合健診」の対象者ですが、「総合健診」の予約ができません。

- なお、氏名や職員番号の変更是ありません。  
「特定健康診査受診券」の配付対象の組合員本人(職員本人)の方は、お手元に受診券が届いてから「特定健診」または「総合健診」の予約ができます。  
「総合健診」の対象者で受診券の配付対象外の方は、令和7年7月17日(予定)から予約できます。  
※いずれの場合も、「がん検診」は令和7年4月17日から予約できます。

##### Q24 「よくある質問」に記載されていないことで、不明な点があります。

- コールセンターへお電話ください。



10860031

## 9.個人情報の取扱いについて

横浜市職員共済組合は、(株)ベネフィット・ワンに健診業務を委託しています。

株式会社ベネフィット・ワン(以下、「当社」といいます。)は、ご本人の同意なく無断で個人情報を取得、利用または提供いたしません。ご本人の同意を得た場合でも、特定された利用目的の達成に必要な範囲でのみ使用します。また、提供に同意されない限り、第三者に提供することはありません。個人情報保護方針は、当社サイトに記載しています。以下の事項に同意のうえ、お申し込みください。

- ①お預かりした個人情報は、健診予約の際に健診機関へ提供します。  
②健診機関から取得した、申込者の健診結果データを含む個人情報を、当社にて保持・管理するとともに、横浜市職員共済組合へ提供します。

株式会社ベネフィット・ワン 個人情報取扱い事務局

電話:03-6830-5000 平日9時～17時30分(土・日・祝・年末年始を除く) 電子メール:privacy@benefit-one.co.jp